

## 「やまぐち県民活動支援センター」の管理運営について

## 1 現状及び課題等

## (1) 現 状

県は、県下全域にわたる県民活動の促進と協働の推進、総合的な施策の展開のため、やまぐち県民活動きらめき財団（以下「きらめき財団」という。）を設立し、やまぐち県民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の運営を委託している。その内、運営部門については、民間の特性を生かすため、きらめき財団からNPOに再委託している。

一方、市町村域の支援センター（以下「地域支援センター」という。）については、6市1町に9カ所設置されている。

## 地域支援センターの設置状況（平成16年10月1日現在）

区域等	開設年月	支援センター名	設置形態	備考
岩国市	H10.10.1	いわくに市民活動支援センター	公設公営	
宇部市	H13.1.27	宇部市民活動センター	民設民営	
下関市	H13.4.1	下関市NPO等支援センター	公設公営	
下関市	H15.6	からとん@はうす	民設民営	
三隅町	H13.4.1	みすみ町民活動支援センター	公設公営	
周南市	H13.10.27	周南市市民活動支援センター	公設公営	
周南市	H13.10.27	周南市西部市民活動支援センター	公設公営	
山口市	H13.12.1	山口市市民活動支援センター	公設民営	
防府市	H15.11.23	防府市市民活動支援センター	公設民営	
6市1町	9カ所		公設公営 公設民営 民設民営	5施設 2施設 2施設

県民活動促進基本計画では、支援センターと地域支援センターの役割りについては次のとおりとしている。

\* 支援センターは、きらめき財団とともに、県民活動の中核的な機能を担う機関として、県下全域にわたる県民活動支援の総合窓口としての機能及び連携・協働の拠点として、全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートを行う。さらに、県下の県民活動に共通する問題解決を図るため、広域的観点から、各種の情報提供や人材育成、財政支援など総合的な支援を行う。

支援センターにおいて実施する県民活動支援・促進のための事業については、県民活動団体をはじめ、広く県民の意見を聴きながら、県民活動の自主性・主体性を損なわないよう留意し、次のような機能の強化・充実を進めるとともに、時宜に応

じた必要なメニューを充実する。

- ・ 財政支援機能の強化と充実
- ・ 普及・啓発機能の強化と充実
- ・ 情報収集・情報提供機能の強化と充実
- ・ 交流・連係機能の強化と充実
- ・ 相談・仲介機能の強化と充実
- ・ 人材育成・研修機能の強化と充実
- ・ 調査研究機能の強化と充実
- ・ その他

\* 地域支援センターは、市町村ボランティアセンター等の既存支援拠点の機能の充実・強化も含め、市町村が中心となって進めることになるが、県は、地域の自主性を尊重しながら必要な協力を行っていく。

また、広域圏については、地域の実情に応じ、既存の支援拠点の活用や連携も視野に入れながら支援拠点機能を強化する。

地域支援センターは、地域に密着した拠点として、活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分生かした活動ができるよう支援を行うことや、活動団体のネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応できるよう努めることが期待されている。

さらに、地域支援センターは、それぞれの特性や実情に応じ、上記の支援センターのメニューを参考にしながら機能の整備に努めることが期待されている。

市町村合併の取組状況をみると、現在、県下全域において市町村合併に向けて検討が進められており、各法定合併協議会では、新市のまちづくりを進めるための指針となる「新市建設計画」を策定し、市民及び市民活動団体の参加によるまちづくりを柱の一つとしている。

今後、新市が誕生すれば各地域に、市民及び市民活動団体を支援するための地域支援センターの整備・充実が進むものと期待される。

市町村合併の取組状況（平成16年9月15日現在）

区 分	設 置 数	構成市町村数	備 考
合 併 市	( 3 )	1 0	周南市
法定合併協議会（申請済）	5	2 0	
法定合併協議会	4	1 8	
研 究 会 等	1	3（重複2）	
小 計	1 0	4 9（88%）	
合併協議会未参加	-	7	防府市、下松市、和木町、平生町、上関町、阿東町、阿武町
合 計	-	5 6	

平成12年度の地方分権一括法の施行により、地方自治体から住民への権限委譲に伴い、県民及び県民活動団体の自主的・主体的な参加の期待が大きくなってきている一方で、県民活動団体自体も地域に密着した課題や県民の意見を踏まえた問題の提起や、様々な社会貢献活動や公共サービスの提供などが行われるなど、県民活動団体の地域づくりへの参加が急速に進んでいる。

本県でも、これまで行政が担ってきた分野への県民参加を積極的に支援することとし、新たな社会の形成を目指し、「自立」「協働」「循環」のシステムを構築することにより、さらなる発展を期待しているところである。

平成15年9月の地方自治法の一部改正に伴い、現行の「管理委託制度」から、NPO等民間事業者が参入できる「指定管理者制度」が導入された。なお、導入にあたっては3年間の経過措置が認められている。

### 指 定 管 理 制 度 の 概 要

- ・ 指定管理者制度は、自治法上の「契約」には該当しないため、入札の対象とはならない。
- ・ 選定の手続は条例で定めることに加え、指定自体も議会の議決が必要となることで、2重のチェックが行われるため、公平性が保たれる。
- ・ 条例で定める選定の手続きにおいては、

最も業務計画が適切であること。

最も適切かつ確実な管理を行うために必要となる能力（物的、人的能力）を有するものであること。

最も効果的かつ効率的な管理を実施できるものであること。

などの選定基準を定め、複数の候補の中から適切な指定管理者の選定を確保することになる。具体的には、複数の候補の中から管理に関する計画を提出させて比較検討し、費用対効果等を勘案し、最も適切な管理を行うことができる者を選定することになる。

#### (2) 課題及び課題に対する意見等（第1回・第2回県民活動審議会基本計画検討委員会における主な意見等）

課題1：今後、市民活動の拠点となる「地域支援センター」の整備・充実が一層進むことが予想されるが、その場合における、支援センターと地域支援センターとの役割分担を明確化しておく必要がある。

#### (意見)

地域や県民活動団体からみて、支援センターをどうするのかの視点も重要。

支援センターの役目として、17分野の活動を支える専門的サポートのできる体制が必要ではないか。

地域支援センターが整備されても、当分の間は県レベルのフォローが必要ではないか。

課題の解決にあたっては、県と市町村という2段階だけではなく、圏域ごとにフォローする体制として県民局等の出先機関を活用する体制の整備の検討が必要ではないか。

合併後も複数の支援センター相互の連携を図る必要があるのではないか。

支援センターには調査研究業務がないが、サポートセンター本来の機能の充実のためには必要なのではないか。きらめき財団がそのような機能を持つのであればきらめき財団と支援センターとの機能分担を明確化する必要がある。

課題2：支援センターの民設民営化の検討とともに存廃を含めて方向性を打ち出す必要がある。

(意見)

県民活動促進計画が走り出したばかりであり、民設化の課題も洗い直してから導入について検討する必要がある。

他県で行われている事例も参考にしながら検討する必要がある。

民設となれば自立が前提となるが、財政的な問題をどう解決するのか。

静岡県でSOHO支援を県・市・民間それぞれが役目を分担している例がある。支援センターにも応用できないか。

課題3：支援センターの管理方法について、「指定管理者制度」の導入の時期及び指定機関をどうするのか検討する必要がある。

(意見)

本県の他部局の指定管理者制度の導入の状況を把握する必要がある。

本県には、指定管理者の指定を受けるだけの力量を持ったNPOもあるのではないか。

### 3 課題の検討

#### (1) 支援センターと地域支援センターの役割分担について

地域や県民活動団体側からみた、支援センターの役割について

支援センターは、きらめき財団とともに、県下全域にわたる県民活動支援の総合窓口として、また、連携・協働の拠点として、全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートの機能を担う。また、県下の県民活動に共通する問題解決を図るため、広域的観点から、各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行う。

17分野の活動を支える専門的サポートのできる体制について

特定非営利活動促進法の改正に伴い、活動分野がこれまでの12分野から17分野に拡大された。県民のニーズが多様化・高度化する中で、県民活動団体の担う分野も専門化・高度化してきている実態を踏まえ、専門的なサポートができる体制づくり(支援センターでは、各種の専門的な相談に対して、コーディネイト役を担う)を整

備する。

地域支援センターが整備されても、当分の間は県レベルのフォローが必要となる

支援センターは、県民活動の総合窓口として、また、連携・協働の拠点としての役目を担っており、県民活動に共通する問題解決を図るため、地域支援センターの活動に対しても広域的観点から引き続き総合的な支援を行っていく。

課題の解決にあたっては、県と市町村という2段階だけではなく、圏域ごとにフォローする体制として県民局等の出先機関を活用する体制の整備の検討が必要ではないか。

増加するNPO法人の指導監督等をはじめ、県民活動団体に対する行政支援をきめ細かく行うためには、地域におけるフォローアップ体制の整備が重要である。

市町村合併の進展により、今後、県の組織についても見直しが必要となってくることから、こうした状況も踏まえつつ、県民局の活用を含め、より効果的な体制整備について検討を深めていく。

合併後も複数の支援センター相互の連携を図る必要があるのではないか。

合併後の新市における地域支援センター間の連携については、新市において自主的に対応される必要があるが、県民活動支援センターとしても、地域の自主性を尊重しつつ、広域的な観点から適切な指導・支援を行っていく。

支援センターには調査研究業務がないが、サポートセンター本来の機能の充実のためには必要なのではないか。きらめき財団がそのような機能を持つのであればきらめき財団と支援センターとの機能分担を明確化する必要がある。

県民活動を活性化するためには、調査研究事業に取り組むことは重要である。そのためには、県・きらめき財団・支援センターそれぞれが情報を収集し、それらを持ち寄り、相互に連携を強化し、課題の解決とともに新たな先駆的な取組について調査研究することが必要である。

## (2) 支援センターの民設民営化及び存廃について

県民活動促進計画が走り出したばかりであり、民設化の課題も洗い直してから導入について検討する必要がある。

民設化については、運営に係る財政的な課題の解決が重要であることから、他の事例のメリット・デメリットなどを調査検討する必要がある。したがって、しばらくの間、公設民営化で運営することとする。

他県で行われている事例も参考にしながら検討する必要がある。

他県の事例も参考にしながら、検討していく。

民設となれば自立が前提となるが、財政的な問題をどう解決するのか。

民設となれば自立運営が基本となるため、財政面の確保が重要であることから、他の事例を参考にしながら検討していく。

静岡県でSOHO支援を県・市・民間それぞれが役目を分担している例があるが支援センターに応用できないか。

実例を調査し、支援センターにも導入できる面があれば参考にしたい。

### (3) 支援センターにかかる「指定管理者制度」の導入の時期等について

本県の他部局の指定管理者制度の導入の状況を把握する必要がある。

県では、山口県新行政改革指針に掲げる「民間との役割分担と連携・協働」（民間でできることは可能な限り民間に委ねる）の趣旨を踏まえ、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、公の施設の管理のあり方を検討し、指定管理者制度の円滑・適正な導入を行うこととしている。

本県には、指定管理者の指定を受けるだけの力量を持ったNPOもあるのではいか。

支援センターの運営については、平成14年度から公設民営化に移行した際、地方自治法の規定に基づき、県が出資している財団等に制限されていたため、やまぐち県民活動きらめき財団に委託し、コーディネート業務等については、NPOの特性を活かした活動を期待してNPO（ネット21）に委託し、これまで2年間の実績も、相談件数や利用率も上がるなど成果を上げているところである。

## 4 支援センターの今後の方向（案）

### (1) 支援センターと地域支援センターの役割について

支援センターは、きらめき財団とともに、県下全域にわたる県民活動支援の総合窓口として、また、連携・協働の拠点として、全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートの機能を担う。また、県下の県民活動に共通する問題解決を図るため、広域的観点から、各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行う。

県民のニーズが多様化・高度化する中で、県民活動団体の担う分野も専門化・高度化してきている実態を踏まえ、専門的なサポートができる体制づくりを整備する。

支援センターは、県民活動の総合窓口として、また、連携・協働の拠点としての役割を担っており、県民活動に共通する問題解決を図るため、地域支援センターの活動に対しても、広域的観点から引き続き総合的な支援を行っていく。

県では、NPO法人の指導監督等をはじめ、県民活動団体に対する行政支援をきめ細かく行うため、地域におけるフォローアップ体制を整備していくが、現在、県内では市町村合併が進められており、今後、県の組織の見直しされる中で、県民局の活用

を含めてより効果的な体制整備の検討を進めていく。

合併後の新市における地域支援センター間の連携については、新市において自主的に対応されることとなる。支援センターは、地域の自主性を尊重しつつ、広域的な観点からネットワークづくりなどの支援を行っていく。

支援センターは、サポートセンター本来の機能充実のため、県・きらめき財団・支援センターそれぞれが情報を収集し、それらを持ち寄り、相互に連携を強化し、課題の解決とともに新たな先駆的な取組として調査研究に取り組むことが重要である。

#### (2) 支援センターの民設民営化等について

平成15年3月に県民活動促進基本計画が策定され、これから本格的に県民活動を普及・啓発していかなければならない重要な時期を迎えていること。さらに、民設化に移行するとすれば、支援センターを運営するための組織力、人材及び基盤となる財政基盤を持っていることが重要となるが、現時点で団体の自力で支援センターを管理運営できるNPO等民間事業者を探すことは困難である。

以上の状況を踏まえ、今後、地域支援センターの整備・充実が図られ、かつ、県民活動が定着した時点で、改めて民設化について検討することとし、当面は現行の公設民営により運営していくこととする。

#### (3) 指定管理者制度の導入について

「指定管理者制度」については、平成18年9月1日までに導入することが法律で規定されている。

支援センターは、現状、きらめき財団に委託している施設であり、運営の効率性やサービスの向上を図る観点から、指定管理者制度に移行する方向で検討を進めている。

支援センターは、県民活動団体を直接的に支援する業務を担っていることから、指定管理者をおく場合には、こうした業務がしっかり行える団体が望ましい。

いずれにしても、指定管理者制度に関する「ガイドライン」の作成など、全庁的な取組み動向を踏まえながら、具体的な検討を深めていく。

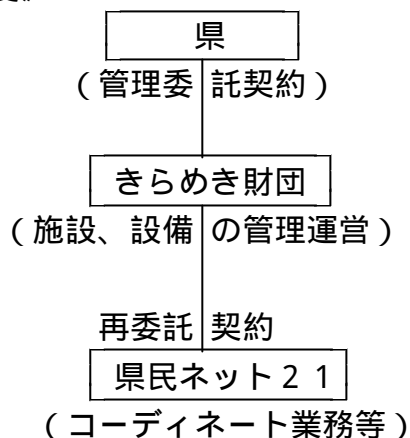
(参考) 県・きらめき財団・支援センターの主な役割等

主 体	県	きらめき財団	支援センター
主な役割	県民活動促進に関する企画・立案と促進の基盤となる環境づくり	県民活動団体の自立・成長を促進するための活動ニーズに応じた環境づくり	活動支援・促進の窓口としてのサービスの提供と県、財団の実施する諸施策の支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、計画等の策定と総合推進</li> <li>・ 協働の推進</li> <li>・ 県民活動全般に波及効果のある財政支援</li> <li>・ 県主体の支援制度</li> <li>・ 県民参加の基盤づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別団体に対する財政支援の検討・実施</li> <li>・ 県の支援事業を側面から促進する制度</li> <li>・ 活動団体の人材育成</li> <li>・ 事業の啓発</li> <li>・ 各専門分野の支援機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動に必要な情報収集・提供</li> <li>・ 県民活動団体に対する助言・相談</li> <li>・ 行政、事業者、県民、県民活動団体間のコーディネート</li> <li>・ 市町村支援センター及びボランティアセンター等との連携</li> </ul>
今後の方向性	<p>県民活動促進基本計画に基づく県民活動促進に向けた環境づくりを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働の推進</li> <li>・ コーディネートシステムの構築</li> <li>・ 支援センターの管理運営</li> </ul>	<p>中・長期計画 H15 策定を踏まえ、県民活動の促進に向けた事業を実施する予定</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県施策との連携</li> <li>・ 県民活動助成事業及び支援事業</li> <li>・ 協働ネットワーク形成事業の推進</li> <li>・ ネット情報システム整備事業の推進</li> <li>・ NPO / NGO との協働</li> <li>・ コミュニティビジネスの振興</li> <li>・ 社会貢献活動の推進</li> <li>・ 学生・生徒のボランティア活動の推進</li> <li>・ シニアボランティア活動の推進</li> <li>・ ボランティア活動保険の拡充</li> <li>・ 支援センターの管理運営等</li> </ul>	<p>県、県民、県民活動団体間のコーディネート機能の充実など</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民活動団体の情報収集及び提供</li> <li>・ 県民活動団体のネットワークの形成</li> <li>・ NPO 法人申請、助成金などの相談</li> <li>・ お出かけ相談会</li> <li>・ 出前アドバイザー</li> <li>・ 協働事業のコーディネート業務等</li> </ul>

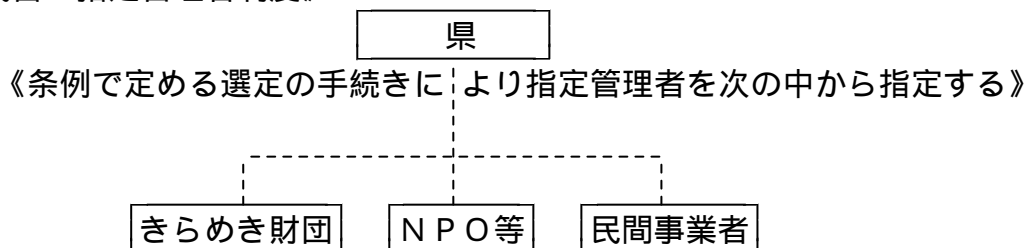


参 考：支援センターの管理方式

《公設民営：管理委託制度》

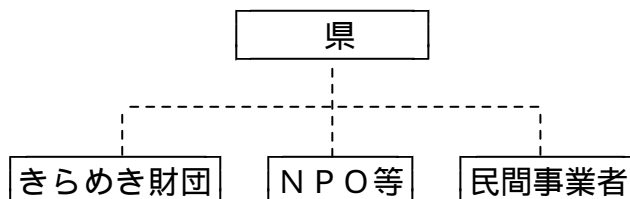


《公設民営：指定管理者制度》



- ・ 指定管理者制度の導入により複数年の管理が可能

《民設民営》



- ・ NPO等民間事業者が運営する場合は、民間の特性を生かした自主的・主体的な運営ができる。
- ・ NPO等が運営する場合は、NPO自体の運営資金が出せることが必要。
- ・ NPO等が運営する場合は、県の財政支援が必要と考えられる。
- ・ きらめき財団が運営する場合は、県の施策との連携が図れる。運営資金は財団資金となる。